

# 町内クリーン月間 を実施します



▶ 問合せ 役場環境課

## 雑草を町内から一掃しましょう

雑草が生えていると、私たちの生活環境に下記のような影響を与えます。

- ◆害虫の発生源になる
- ◆火災の原因になる
- ◆ごみの不法投棄場所になる
- ◆見通しが悪くなり、交通事故の原因になる

## 土地所有者のみなさんへ

毎年夏になると、私有地の草木に関する相談が役場環境課に数多く寄せられます。せっかく道路脇や公園がきれいになっても、周りの私有地の雑草が伸び放題では、活動の効果も半減です。土地所有者のみなさんは、9月中の草刈りにご協力お願いします。

また、諸事情により、自分で刈取りができない人は、草刈り業者をご利用ください。



## 日程は、各区ごとに決定します

町内一斉で9月の第1日曜日に実施していましたが、平成29年度から各区の事情に合わせ、実施の日程・内容を決めてもらうことになりました。収集場所や、雨天時の実施等は、各区長さんや役員さん等にお聞きください。

## 草や枝木の出し方についてのお願い

クリーン運動で出た草や枝木は、リサイクルします。下記の点に注意し、区で決められた場所に出してください。

- 草と枝木は、それぞれ別々に分けて出してください
- 袋に入れたり、ひもでしばったりせず、そのまま出してください
- 集積場に出す場合は、ごみ収集の妨げにならないように出してください
- 枝木は、できるだけ1m以下に切ってください
- 土が付いている場合は、よく払ってください